

か づ の ち く か っ せ い か け い か く  
鹿角地区活性化計画

秋田県

平成20年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	鹿角地区活性化計画						
都道府県名	秋田県	市町村名	鹿角市、小坂町	地区名(※1)	鹿角	計画期間(※2)	平成20年度～平成22年度

## 目標 : (※3)

農山村地域の活性化にとって重要なのは、森林の健全な育成整備を図りながら、林業生産活動が持続的に行われることである。そのため、林業生産施設を導入し、素材生産性の向上、木材生産の低コスト化を目指す。また、地域産材の増産による林業の振興により、林業従事者数を維持し、地域の活性化を図る。

具体的な数値目標として、素材生産量を5.67%増加させるとともに、林業従事者数60人(H18)を維持し、地域産材の生産振興と、林業山村地域の活性化を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

鹿角地区は、北東北3県(秋田・青森・岩手)のほぼ中央、秋田県の北東部に位置し、鹿角市、小坂町の1市1町からなり、面積885km<sup>2</sup>で、北に十和田湖、南に八幡平の国立公園を有し、これに連なる豊かな自然に恵まれた山々に囲まれ、米代川が花輪盆地を貫通している。また、東北縦貫自動車道のインターチェンジ3箇所を持つほか、東北新幹線のアクセス条件もよく、県内では高速交通体系に恵まれた地域のひとつである。気候は、典型的な内陸型気候で、年間平均気温10℃前後と低く、積雪期間は12月下旬から3月までの積雪寒冷地帯となっている。地区の人口は、昭和30年の77,010人をピークに減少を続け、平成17年には43,572人となっている。当地区の主要産業の1つである観光については、十和田八幡平国立公園をはじめとする豊かな自然や温泉、多数の文化財に恵まれており、年間388万人に及ぶ観光客が訪れる全国でも名高い観光地である。農業については、耕地面積の約半分が畑や樹園地・牧草地であり、多くの農家が稲作を基幹としながらも果樹、野菜、畜産などの複合経営に取り組んでおり、りんご、野菜、豚などは県内有数の産地を形成するなど、稲作を主体とする本県にあって、最も複合経営が進んでいる地域である。工業については、木材、木製品、食料品などが中心であったが、高速自動車道の開通を契機に企業進出が進み、金属製品、電気機械製造業が大きなウエイトを占めるようになっている。

### 現状と課題

森林面積は総土地面積の78%にあたる69,604haで、内訳は国有林44,865haの64%、民有林は24,739haの36%となっている。民有林の内、人工林が36%の15,441ha、齢級構成は、6齢級(30年生)以下が50%を占めており、早急な間伐の実施、それに伴う間伐材の利用推進が課題としてあげられている。林内路網密度は13.3m/haで、県平均17.0m/haを大きく下回っており、林道密度は6.5m/haで県平均6.9m/haを若干下回っているため、林内路網の整備が急務となっている。

森林の整備については、森林の有する公益的機能を発揮させるため、今後益々重要になると考えるが、林業の全般的な停滞、造林の減少、間伐、保育等の適正な実施がなされず、森林荒廃が危惧されている。このような状況の中、森林の有する公益的機能の発揮のため、林業生産活動が持続的に行われることが重要であり、循環資源である木材を利用することが必要である。また、地域林業の労働力の高齢化が進み、労働力の確保も今後の重要な課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

木材価格の低迷や林業収入の悪化、林業労働者の減少・高齢化が進む中、成熟度を高めてきている秋田スギを代表とした木材という地域産物を有効活用した地域活性化を目指すこととする。

そのために、地域林業産材の中核的担い手である森林組合において、素材生産での機械化を推進することにより、木材生産の低コスト化、生産性の向上、林業従事者の労働環境を改善する。また、素材生産量の拡大に向けて、地域産材の地産地消による需要の拡大を図る。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
鹿角市	鹿角	生産機械施設(林業機械施設)	鹿角森林組合	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

鹿角地区(鹿角市、小坂町)	区域面積(※2)	88,534 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積88,534ha(DID地区を除く)のうち、農林地面積は74,739haとなり、農林地率は84%を占め、農林業が重要な地域となっている。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12→H17で6%減)とともに林業従事者の減少(H14→H18で5%減)、林業従事者の高齢化傾向からみて、山村地域の活性化が必要である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了後(H23年)に計画期間内の素材生産量及び林業従事者を調査し、目標達成状況进行评估する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。